

平成24年度 募集

〔募集期間 H24.5.25～ 6.29 〕

福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業

(民間施設支援事業)の募集について

防災拠点となりえる施設への再生可能エネルギー導入等に要する費用の一部を助成します。

はじめに

本事業は、地域住民をはじめとする不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となりえる施設において、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するために、再生可能エネルギー等を導入する民間事業者を支援し、また、平時においてはその再生可能エネルギーを利用することにより、地球温暖化対策を推進するものです。

なお、本事業は「福島議定書事業」に参加する県内の事業所等を対象とします。

【目次】

	ページ
◆ 平成24年度事業の留意点 ◆	2
1 事業の概要	5
2 事業の流れ	9
3 事業スケジュール	10
4 審査基準等	14
5 事業実施にあたっての留意事項	15
6 その他	16

ご確認ください!!

(福島県環境創造資金・税制改正のご案内)

《 事業に関する問い合わせ 応募先 》

福島県庁 環境共生課

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電 話 024-521-7813

メー ル kyousei@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ 「ふくしまの環境」で検索

◆ 平成24年度事業の留意点 ◆

(1) 事業採択

「4 審査基準等」(本募集要領 14 ページ) を満たした事業について、防災拠点としての重要性、導入に係る費用対効果などにより優先順位を付したうえで、予算額の範囲内で補助金の内示をします。

なお、補助要望額が予算額を超過した場合、補助率は、1/2 以内のものにあっては 1/2 (50%) から 3/8 (37.5%)、1/3 以内のものにあっては 1/3 (33.3...) から 1/4 (25.0%) までの間でそれぞれ調整し、予算額の範囲内で多くの事業が採択できるよう補助率を変更する場合があります。

(2) 事業実施主体

導入設備を適正に管理することが必要ですので、補助事業の実施主体は、再生可能エネルギー等を導入しようとする施設の所有者とします。

よって、当該建物を賃貸借契約等により利用している事業者は、事業実施主体になることはできません。

また、会社法人等(株式会社、有限会社、合資会社等)及び公益法人等(学校法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人等)を補助対象とします。

(3) 事業実施計画書等の内容チェック

事業を申請する際には、1つの施設毎に別紙「民間施設支援事業実施計画書等チェック表」により、補助要件及び申請書類に漏れがないかを確認のうえ、下記募集期間内に事業実施計画書及び必要書類(以下「事業実施計画書等」という。)を提出してください。

なお、提出期限の時点で、事業実施計画書等の記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申請を受け付けられない場合があります。

【募集期間】

平成24年5月25日(金)～ 6月29日(金) 17:00必着

持参にあつては募集期間最終日(6月29日)17時までに当課へ提出できない場合、郵送にあつては募集期間最終日までに当課に到着しない場合、申請を受付けることはできませんので、御了承下さい。

なお、事業実施計画書等に施設が位置する市町村長の意見書を添付する必要がありますので、計画的に手続きを進めてください。

事業実施主体名： _____

施設名： _____

民間施設支援事業実施計画書等チェック表

1 補助対象要件等

全てに合致していることを確認してください。

チェック	NO	内 容
<input type="checkbox"/>	①	事業実施主体は下記のいずれかに該当する。 (→該当する項目にチェック) <input type="checkbox"/> 会社法人等(株式会社、有限会社、合資会社等) <input type="checkbox"/> 公益法人等(学校法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人等)
<input type="checkbox"/>	②	再生可能エネルギー等を導入する施設が福島県内にある。 (所在市町村： _____)
<input type="checkbox"/>	③	再生可能エネルギー等を導入する施設が下記のいずれかに該当する。 (→該当する項目にチェック) <input type="checkbox"/> 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所。ただし、歯科診療所を除く。 <input type="checkbox"/> 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条に規定する鉄道事業者が設置する駅舎等 <input type="checkbox"/> 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校。ただし、各市町村が地域防災計画等で定めている避難所となっている施設に限る。 <input type="checkbox"/> 市町村が指定する福祉避難所
<input type="checkbox"/>	④	事業を継続して安定的に実施できる見通しがある。
<input type="checkbox"/>	⑤	県税等の滞納がない。
<input type="checkbox"/>	⑥	平成24年度の「地球温暖化防止のための『福島議定書』事業」に参加する。 (→該当項目にチェック) <input type="checkbox"/> 参加申し込み済み <input type="checkbox"/> 参加申し込み予定

施 設 名 : _____

2 実施計画書等

実施計画書及び添付書類については、下記により整理のうえ提出してください。
提出の際には、NO①→⑬の順に、上から綴ってください。

チェック	NO	資料等	
<input type="checkbox"/>	①	実施計画書（要領様式第1号）	
<input type="checkbox"/>	②	導入施設規模積算根拠 【任意様式】 （1）災害時等の避難者等受入計画 （2）既存発電設備の設置の有無、種類及び規模 （3）電力会社との契約状況(契約電力等)	
<input type="checkbox"/>	③	事業費積算根拠	・見積額の比較表 【要領様式1の Excel ファイルシート内様式例1参照】
<input type="checkbox"/>	④		・見積書2社以上
<input type="checkbox"/>	⑤	電気(又は熱エネルギー) 創出効果を示す根拠資料	・計画書5「災害時の使用電力量及び発電量」のうち1日の発電量の算出根拠
<input type="checkbox"/>	⑥		・根拠データ(設備の仕様書等)
<input type="checkbox"/>	⑦		・導入前のエネルギー月別使用量 【要領様式1の Excel ファイルシート内様式例1参照】
<input type="checkbox"/>	⑧	平面図及び工事内容の分かる概略図等	
<input type="checkbox"/>	⑨	直前3期分の貸借対照表及び損益計算書	
<input type="checkbox"/>	⑩	定款その他の基本約款及び登記事項証明書	
<input type="checkbox"/>	⑪	県税(法人事業税、法人県民税)の納税証明書	
<input type="checkbox"/>	⑫	施設の概要資料(パンフレット、附近地図等)	
<input type="checkbox"/>	⑬	施設所在市町村長の意見書(要領様式第1-2号)	

※ 上記の書類は1つの施設毎に提出してください。

なお、複数の施設の申請を行う場合には、⑩と⑪については本書を1通とし、2通目以降は写しで差し支えありません。

1 事業の概要

(1) 目的

災害時等において、地域住民をはじめとした不特定多数が利用する防災拠点となりえる施設へ再生可能エネルギー等を導入するための費用の一部を助成し、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を促進するとともに、地球温暖化対策の更なる取組みを進めます。

(2) 補助内容

ア 補助対象者

補助対象者は、県内に事業所を有する事業者であって、以下に掲げる各要件をすべて満たしていることが必要です。

- (ア) 会社法人等(株式会社、有限会社、合資会社等)もしくは公益法人等(学校法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人等)であること。
- (イ) 再生可能エネルギー等を導入する施設が福島県内にあること。
- (ウ) 再生可能エネルギー等を導入する施設が下記のいずれかに該当すること。
 - ◆ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所。ただし、歯科診療所を除く。
 - ◆ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条に規定する鉄道事業者が設置する駅舎等
 - ◆ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校。ただし、各市町村が地域防災計画等で定めている避難所となっている施設に限る。
 - ◆ 市町村が指定する福祉避難所
- (エ) 事業を継続して安定的に実施できる見通しがあること。
- (オ) 県税等の滞納がないこと。
- (カ) 平成24年度「地球温暖化防止のための『福島議定書』事業」に参加すること。

イ 補助対象事業

対象者が、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となりえる施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業を補助対象にします。

ウ 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下に掲げる施設設備導入等に要する経費のうち、必要かつ適当と認められる経費です。

- 機械器具費
(補助事業を実施するために直接必要な機械設備の購入等に要する経費)
- 本工事費
(補助事業を実施するために直接必要な材料購入や労務者に対する賃金等の支払いに要する経費)
- 付帯工事費
(工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の経費)

[対象経費の内容については、P7参照]

エ 補助率及び上限補助額

補助率 : 補助対象と認められる経費の1/2以内(※1)、1/3以内(※2)
ただし、1つの施設毎の総事業費の下限を3,000千円とします。

※1 1/2以内: 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)」第2条第2項で規定する特定被災地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)である市町村の区域内で実施する事業(得られた電気等を専ら自らの施設において消費する場合に限る。)

※2 1/3以内: 上記以外の市町村の区域内で実施する事業(得られた電気等を専ら自らの施設において消費する場合に限る。)

他の補助金給付を受けた場合には、当該金額を総事業費から控除して、補助金所要額を算出してください。

ただし、他の補助金が、その制度上、この事業との重複受給を禁止している場合には、重複受給できません。

オ 補助事業期間

補助事業の期間は、原則として交付決定の日が属する年度の3月31日までとなります。(期間を超える場合には、補助金が交付されない場合があります。)

従いまして、工事スケジュールは、平成25年2月末日を目途に終了するように設定してください。

今後、再生可能エネルギー発電施設の需要が高まる可能性があるため、計画にあたっては、工事業者と資材調達も含めて工期内の完成が可能か御確認ください。

【補助対象経費の詳細】

経費区分	内 容	
機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、片付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料も含む） 事業を行うために直接必要な労務者に対する賃金等の人件費 特許権使用料、水道・光熱・電力料、機械経費 器具の運搬・移動、準備後片付け整地、機械の設置・撤去、技術管理、交通の管理・安全施設に要する経費 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他） 請負業者が事業を行うために直接必要な経費（法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費）
付帯工事費	工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で積算	

※補助対象経費にかかる留意事項

(1) 補助対象とならない経費

下記については、補助対象経費とは認められませんのでご注意ください。

- 設備導入に当たって必要となる施設の補強等に要する経費
- 省エネ設備の導入（体育館の高所照明を高圧水銀灯からLEDへ更新する場合を除く。）
- 技術開発に類する事業、専ら技術や事業性の効果検証を目的とする実証実験
- 用地取得
- 環境対応車の購入・買い換え
- 設計費

(2) 機械器具費について、中古品は価格の確定が困難なため補助対象外とします。

(3) 補助対象機械器具を購入する際には、証拠の書類として、カタログ、仕様書、見積書、相見積書、注文書の写し、注文請書、納品書、検収調書、請求書、手形の写し又は振込金受取書、当座勘定照合表、領収書等を保管してください。

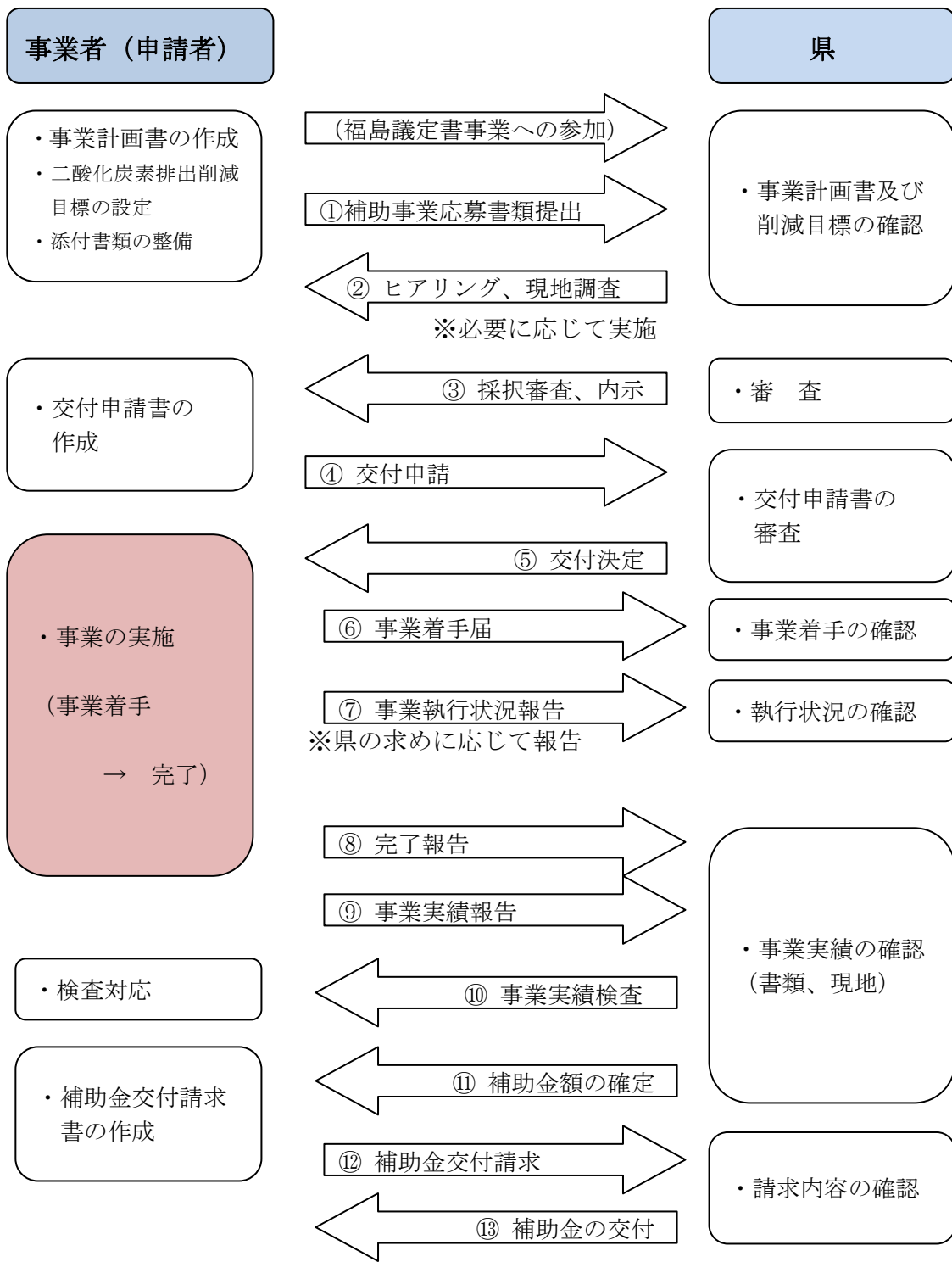
(4) 書類の整備、保管の期間は交付要綱に基づき5年とします。

ただし、機械器具の購入については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

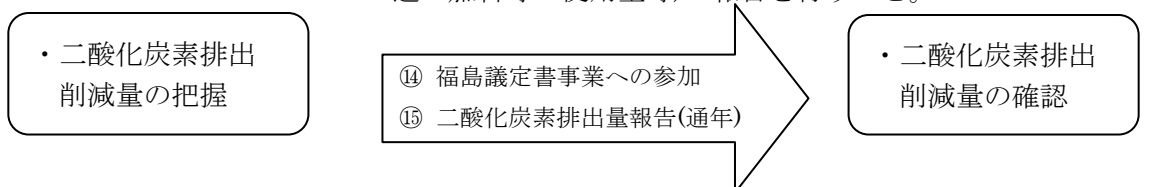
（※例えば、太陽光発電設備の耐用年数は17年となります。）

2 事業の流れ

[事業実施年度]



[事業実施後（2年間）]



3 事業スケジュール

■概要

日程	事業者（申請者）		県
5月25日			(募集開始)
6月29日	①応募	→	(応募締切り) 6月29日
6月下旬 ～7月中旬		←	②ヒアリング、現地調査 (※必要に応じて実施)
7月中旬			(審査)
7月下旬		←	③内示
7月下旬	④交付申請	→	(交付申請の審査)
8月上旬		←	⑤交付決定
8月上旬 以降	(事業着手) ⑥事業着手届 ↓	→	(事業着手の確認)
	⑦事業執行状況報告 (※必要に応じて実施)	→	(執行状況の確認)
	→ (完了)		
	⑧事業完了報告	→	
(ここまで事業 年度内に実施)	⑨事業実績報告 (検査対応)	→	(事業実績の確認)
		←	⑩事業実績検査
		←	⑪補助金額の確定
	⑫補助金交付請求書	→	
		←	⑬補助金の交付

(1) 補助事業への応募 (①)

ア 募集期間

平成24年5月25日(金) ～ 6月29日(金) 17:00必着

イ 応募書類(※1つの施設毎に提出してください。)

(ア) 民間施設支援事業実施計画書等チェック表

(イ) 事業実施計画書

事業実施要領第4条【様式第1号】

(添付書類)

- ・ 導入施設規模積算根拠
(災害時等の避難者等受入計画、発電設備の設置の有無、種類及び規模、電力会社との契約状況(契約電力等))
- ・ 事業費積算根拠(見積額比較表、見積書2社以上)
- ・ 電気(又は熱エネルギー)創出効果を示す根拠資料
(1日の発電量の算出根拠、根拠データ、導入前のエネルギー月別使用量等)
- ・ 平面図及び工事内容の分かる概略図等
- ・ 直前3期分の貸借対照表及び損益計算書
- ・ 定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- ・ 県税(法人事業税、法人県民税)の納税証明書
- ・ 施設の概要資料(パンフレット、附近地図等)
- ・ 施設所在市町村長の意見書

ウ 応募書類提出先等

○提出先：福島県庁 環境共生課(〒960-8670 福島市杉妻町2番16号)

○提出方法：郵送または持参による。

※ 事業実施計画書等の様式については、福島県環境共生課のホームページ「ふくしまの環境」からダウンロードが可能です。

(2) ヒアリング、現地調査 (②)

提出された事業実施計画書及び添付書類等をもとに、担当者様からのヒアリング及び事業実施対象施設の現地調査を、必要に応じて実施します。

(3) 審査

本補助事業の目的及び補助要件に合致するか、また事業実施による効果が高いものかなどの妥当性について審査します。

[審査基準等については、P14参照]

(4) 補助金の内示 (③)

上記(3)により、本補助事業の内容に合致し、事業効果が高いと認められる事業について、補助金の内示を行います。

なお、内示は平成24年7月下旬を目処に行う予定です。

(5) 交付申請 (④)

内示のあった補助事業者については、下記により交付申請書を提出してください。

ア 提出期限

平成24年7月下旬予定 (※別に通知する日)

イ 提出書類(※1つの施設毎に提出してください。)

(ア) 交付申請書

補助金交付要綱第4条【様式第1号】

(イ) 事業実施計画書

事業実施要領第4の1【様式第1号】

(添付書類) ※事業応募時に提出された資料に変更がない場合は添付不要

- ・ 導入施設規模積算根拠
(災害時等の避難者等受入計画、発電設備の設置の有無、種類及び規模、電力会社との契約状況(契約電力等))
- ・ 事業費積算根拠(見積額比較表、見積書2社以上)
- ・ 電気(又は熱エネルギー)創出効果を示す根拠資料
(1日の発電量の算出根拠、根拠データ、導入前のエネルギー月別使用量等)
- ・ 平面図及び工事内容の分かる概略図等
- ・ 直前3期分の貸借対照表及び損益計算書
- ・ 定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- ・ 県税(法人事業税、法人県民税)の納税証明書
- ・ 施設の概要資料(パンフレット、附近地図等)
- ・ 施設所在市町村長の意見書

※ 申請にあたっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入額を減額して交

付申請してください。

※ 交付申請書等の様式については、福島県環境共生課のホームページ「ふくしまの環境」からダウンロードが可能です。

ウ 提出先等

- 提出先 : 福島県庁環境共生課(〒960-8670 福島市杉妻町2番16号)
- 提出方法 : 郵送または持参による。

(6) 交付決定 (⑤)

(5) の交付申請に基づき、事業が採択された補助事業者には、交付予定額、助成事業期間、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付します。

(7) 事業実施(事業の開始から完了まで)

ア 事業の開始について

事業の実施は、必ず交付決定後に事業に着手してください。

また、事業に着手した場合には、速やかに事業着手を証する書面(発注書、契約書等)の写しを添えて事業着手届を提出してください。

(⑥)

事業実施要領第4の6【様式第2号】

※ 交付決定時に事業が既に開始されているものは、補助事業の対象外となります。

イ 補助事業の計画変更

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県に報告し、その指示に従ってください。

事業の変更(中止・廃止等)に際しては、承認申請書を提出してください。

補助金交付要綱第6条【様式第2号】

ウ 事業の執行状況報告 (⑦)

補助事業者は、県の求めに応じて事業の進捗状況について報告してください。(報告時期については、別途指示します。)

補助金交付要綱第9条【様式第4号】

エ 事業の完了 (⑧)

(ア) 補助事業が完了しましたら、速やかに事業完了報告書を提出してください。

補助金交付要綱第10条【様式5号】

(イ) 事業の完了は、平成25年3月31日までとなります。(期間を超える場合には、補助金が交付されない場合があります。)

なお、工事スケジュールは、平成25年3月31日までに事業完了報告書を提出できるように、平成25年2月末日を目途に終了するよう設定してください。

(8) 補助金の交付

ア 実績報告及び額の確定について (⑨、⑩、⑪)

- (ア) 補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日、又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を県に提出してください。

【提出書類】

実績報告書

補助金交付要綱第11条【様式第6号】

(添付書類)

- ・ 出来高設計書 (ただし、最終変更設計書(変更がない場合は当初実施設計書)と一致する場合は、一致することが証明できる書面)

- (イ) 県は、実績報告書を受領した後、書類の審査及び現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

イ 補助金の支払いについて (⑫、⑬)

- (ア) 補助事業者は、補助金の額の確定後、請求書を県に提出してください。

- (イ) 県は、請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付します。

補助金交付要綱第12条【様式第8号】

4 審査基準等

事業内容にかかる審査については、下記により行います。

(1) 補助事業の採択方針

- ・ 災害時に不特定多数の地域住民等を受け入れる施設等へ、必要最低限の再生可能エネルギー等を導入するもの。
- ・ 平時においては再生可能エネルギーの利用により、温室効果ガス排出削減に寄与するもの。

(2) 補助事業の採択基準

- ・ 不特定多数の避難者の受け入れが可能であり、導入する設備の規模が適正であるもの。
- ・ 再生可能エネルギーを効率的に使用する計画が明確であるもの。
- ・ 補助事業の予算が適切であるもの。
- ・ 事業者の経営内容が堅実であるもの。
- ・ 補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であるもの。
- ・ 県税等の滞納がないもの。
- ・ 「福島議定書事業」に参加するもの。
- ・ 地域における防災拠点として、どの程度の地域をカバーできるか等、面的な広がり considering して妥当性を有するもの。
- ・ 災害発生時においても、防災拠点として機能しうるもの。
- ・ 夜間電力の確保及び安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置するもの。

5 事業実施にあたっての留意事項

(1) 事業の実施状況報告

補助事業者は、事業実施後2年間（平成26年度分まで）は、「地球温暖化防止のための『福島議定書』事業」に参加するとともに、年間を通じた取組成果を報告していただきます。

なお、その成果が、事業実施計画時の電力等発電量や二酸化炭素排出削減目標に満たない場合は、改善計画等の提出を指示することがあります。

事業実施要領第7

(2) 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効用的な運用を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。

（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付することとなります。）

補助金交付要綱第13条【様式第10号】

(3) 補助事業の経理等

補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

なお、本補助事業は国庫補助金を活用したものですので、会計検査院の検査対象となります。

※ 見積書、相見積書、注文書、注文請書、納品書、検収書、請求書、手形、領収書 及び会計帳簿等。

補助金交付要綱第14条

(4) 増設・改修等に伴う手続き、災害の報告

当該財産について、移転、更新又は主要機能の変更を伴う増設、改修等をしようとするときは、知事に届け出てください。

事業実施要領第4の7【様式第3号】

また、天災その他の災害を受けたときは、災害報告書を作成し、知事に提出してください。

事業実施要領第4の8【様式第4号】

6 その他

福島県環境創造資金の利用

本事業につきましては、福島県環境創造資金を併せて活用することができます。

福島県環境創造資金は、中小企業などの皆さんが行う環境保全のための施設等の設置・改善に必要な資金を県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。

融資の主な条件

- 融資額 3,000万円以内
- 利率 年1.3%
- 融資期間 7年以内
- 返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済

融資対象事業

エネルギーの有効利用施設

- (1) 自然エネルギー（太陽光等）又は未利用エネルギーによる熱供給、電力供給又は動力供給のための設備
- (2) その他知事が特に必要と認めるもの

融資の取扱金融機関

株式会社東邦銀行 株式会社常陽銀行 株式会社福島銀行 株式会社大東銀行
福島信用金庫 二本松信用金庫 郡山信用金庫 須賀川信用金庫 白河信用金庫
会津信用金庫 ひまわり信用金庫 あぶくま信用金庫 商工組合中央金庫
福島県商工信用組合 いわき信用組合 会津商工信用組合 相双信用組合

詳細につきましては、上記金融機関もしくは県庁環境共生課までお問い合わせください。

税制支援（グリーン投資減税）

青色申告書を提出する法人又は個人が、グリーン投資減税対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した事業者は、取得価格の30%特別償却（青色申告書を提出する法人又は個人）又は7%税額控除（中小企業のみ）ができる制度です。

適用期間は平成26年3月31日までです。

詳しい税制の内容や、パンフレットのダウンロードについては、資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。